

■ 学会展望

## 日本財政学会第46回大会をふりかえって

小 淵 港

### I

日本財政学会第46回大会は1989年10月14・15日、香川大学を会場として行われた。長い財政学会の歴史の中でも、瀬戸内海を渡って開かれたのは今回が初めてであった。学会参加を機会に瀬戸大橋の渡り初めをされた会員も多かったのではない。

今回の大会ではほぼ連年通り、共通論題が三つ設けられ、自由論題が三会場に分かれて初日の午前と二日目の午前と行われた。

ここでは、筆者が参加した共通論題「税制改革の帰結と展望」及び「キャピタルゲイン課税のあり方」といくつかの自由論題を中心に大会の様相をふりかえってみたい。

### II

共通論題「税制改革の帰結と展望」の報告者とテーマは以下の通りであった。

「サッチャー税制改革の展開と特徴」（内山昭：九州国際大学）

「法人税改正と家計の負担」（戸谷裕之：大阪産業大学・林宏昭：四日市大学）

「税制改革の帰結と展望」（安藤実：静岡大学・金沢史男：静岡大学）

消費税が国民の強い反対を押し切って実施され、廃止か見直しかが世論を二分する状況であっただけに、どのような報告・討論が行われるか注目される所であった。

内山氏の報告は、イギリスのサッチャー政権が就任以来行ってきた税制改革を三つの時期に区分し、それぞれの時期の特徴付けを行って、その全体的評価を下そうとするものであった。

79年、84年、88年の改革を経てイギリスの税制は大きく変わった。第1に、所得税の大幅減税（税率の引下げとフラット化）、第2に法人税率の大幅引き下げ、第3に、付加価値税の増税（税率引き上げと課税対象の拡大）であった。その本質は、資本自由化時代に対応したより高度の資本蓄積税制を構築する点、間接税による大衆課税の新しい体系を創出することにあった。こうしたイギリスの税制改革をわが国と比較する場合、国民負担水準や社会支出の水準の相違を考慮する必要があるが、日英の改革には、フラット化・間接税への転換・資本の負担軽減と大衆課税の再編成という点で共通性があることが指摘された。

林・戸谷氏の報告は、法人税負担を家計の資本所得に帰属させることによって税制改革の家計に及ぼす影響を分析したフェルドシュタインの方法を用いて、わが国の税制改革を分析したものである。フェルドシュタインによれば、法人税は法人利潤（配当プラス内部留保）と利子所得に帰着する。そこで林氏らは、法人税負担率を利子・配当・内部留保（役員賞与を含め）に対する法人税の算出税額の割合として求め、ここから家計の利子・配当所得に法人税負担を割り振り、税制改革前後の家計の法人税負担の増減を計算している。家計の資本所得全体では、所得税上昇（マル優廃止と利子の20%課税の結果）の影響が法人税減税によってわずかではあるが緩和されていることが示された。

安藤・金沢氏の報告は、まず安藤氏が今回の税制改革全体について概括的な報告を行い、その後金沢氏が消費税導入にともなう政府間財政関係の変化についてシュミレーション分析に基づき報告するという形がとられた。安藤氏は、

第1に、税制改革が階層差（階層間の所得格差一筆者）を助長するものとなったこと、第2に負担の逆進性や税率引き上げの可能性等から消費税廃止が正当な根拠を持つこと、第3に、シミュレーション分析の結果から、税制改革の恩恵を被るのは給与所得者の場合その1～2割に止まること等を明らかにし、シャープ勧告以来の現行税制の長所を生かした税制改革、すなわち個人・法人所得課税を基幹とし、これを資産課税と個別消費課税で補完する税体系が望ましいとされた。

金沢氏の報告は、消費税の導入が、それにとまう交付税・住民税等の減収により、全体として都道府県財政にも市町村財政にも財源の減少を引き起こしたこと、国の減収補填対策が消費譲与税と交付税で行われることになったが約1兆円の不足が見込まれることを明らかにしている。減収は財政力指数の高い大都市圏ほど大きく、指数の低い道県・市町村ほど小さい。したがって、消費税導入による新しい地方財源再配分メカニズムは地方団体間の財源均霑化を通じた水平的財政調整の機能を持っており、これは第二臨調答申の具体化としての意味を持つということであった。

内山報告のサッチャー税制改革の評価については、英国病からの脱出を意図した資本蓄積促進策だとする賛成意見（予定討論者・鶴川多加志氏：大東文化大学）の一方、政策に整合性がなく蓄積優遇と言えるか疑問だとする意見（予定討論者の田近栄治氏：一橋大学）もあった。これに対して内山氏の解答は、所得税の人的控除の引き上げが行われてはいるが、所得税のGDP比は変化しておらず、そのうえ付加価値税の増税が行われており、大衆の税負担増・高額所得者層の減税となったのは明らかであること、資本蓄積にかかわっては、法人税率の大幅引き下げにより高収益企業により有利なように資本蓄積税制のあり方が変化したと評価している、との見解が示された。

安藤・金沢報告に対しては、消費税の逆進性の実証研究、消費税による地方財源配分の変更

効果の指摘を評価する意見が多かった。

討論は、3本の報告を踏まえてわが国の税制改革をどう評価するか、という形では必ずしも進まなかった。報告者の組み合わせの難しさと工夫の必要性を感じた。

### III

第2日目午後に行われた共通論題「キャピタルゲイン課税のあり方—国際比較への接近」の報告者とテーマは次の通りであった。

「スウェーデンのキャピタルゲイン課税」（藤岡純一：高知大学）

「資産課税の現状と問題点」（貝塚啓明：東京大学）

「米国におけるキャピタルゲイン課税の経過と問題点」（一河秀洋：中央大学）

この内、一河氏は報告予定者が急な出張のため、ピンチヒッターとして「話題提供」の形で報告された。

わが国の税制の問題点の中でも、キャピタルゲイン課税の不十分さは常に指摘されてきたところである。89年税制改革において長らく事実上非課税とされてきた有価証券譲渡所得について原則課税に転換することとはなったが、20%の申告分離課税もしくは譲渡額の1%の源泉分離課税の選択制という不徹底なものであった。したがって、キャピタルゲイン課税の国際比較を行い、先進国の経験に学ぶことは大いに意味のあることである。

さて、スウェーデンでは議会に設けられた税制改革委員会で改革案の検討が行われてきたが、89年6月抜本的な税制改革案が発表された。藤岡氏は現行税制と比較しながら、改革案の特徴を勤労所得課税の軽減、キャピタルゲイン課税の強化の二点にまとめられた。キャピタルゲインについては、長期保有の課税所得算入率の優遇や取得費用のインフレ調整などが廃止され、スウェーデンでは勤労所得も資本所得も、同一所得には同一の課税が行われる状態に近づいたことが示された。

貝塚氏は、OECD報告書を用いて、OECD諸国における資産課税の現状・資産課税の存在理由及びその有効性について紹介された。

一河氏は、米国の所得税は1913年収入法により包括的所得税として出発したが、その後キャピタルゲイン優遇措置が導入され（1921年）、この税制上の優遇は86年のレーガン税制改革により廃止されるまで65年間にわたって続いたことを、簡潔に述べられた。

各報告は、それぞれに興味深いものであった。各国でキャピタルゲイン優遇措置を基本的に廃止し、課税を徹底する方向に進んでいることが明らかにされた。これに対するわが国の不徹底さは明瞭であり活発な討論が期待されたが、報告者に対する個別の質問に止まった。キャピタルゲイン課税、資産課税の国際比較はようやく始まったというところであり、今後の大会で引き続き継続して取り上げ、議論を深めることが望まれる。

#### IV

自由論題については、紙数もないので印象に残った点を記すに止めておきたい。

今大会の特徴の一つは、ドイツ財政史に関わる報告が3本続いたことである。その一つは久保清治氏（横浜商科大学）の「プロイセンにおける外国人徴税（間接税）請負制度」である。同報告についてはたまたま門外漢の筆者がコメントーターを引き受けねばならなくなったこともあり、詳しく勉強させて頂いた。租税制度の発達を考える場合、徴税に関わる官僚機構の発達は重要な意味を持つてくるが、同報告はこの点を研究したものとして貴重なものと思われた。

中村良広氏（鹿児島大学）は、「ヴァイマル期SPDの財政調整論」と題して報告された。中村氏は、SPDの財政政策を「福祉国家論」の観点から評価しようとの立場から、財政調整論に焦点をあてて報告された。SPDの財政調整論は、1929年の租税統一法案に対するSPDの評価等からみる限り、市町村を福祉・教育な

どの「福祉国家」の担い手とするには十分なものではなく、分与税の改善等の限られたものに止まった。それは、SPDのライヒ中心主義の枠組みによる制約に由来していた、というのが中村氏の評価であったように思われる。予定討論者の加藤栄一氏（東京大学）からは、賠償義務と福祉国家の両方を追求せざるを得なかったところにSPDのライヒ中心主義の必然性があったのではないかと、との指摘があった。また、加藤氏の討論でも触れられたことだが、SPDの財政調整論の評価のためには、当時のSPDの理論と政策の土台となっていた組織資本主義論及び経済民主主義論との関係の掘り下げが必要であろう。今後の研究が待たれるところである。

武田公子氏（京都大学大学院）の「ドイツ所得税制成立期に於ける地方税原則論」は、19世紀末以降プロイセンの地方税の原則とされた「地方税＝応益税」説が、社会政策学会における議論の中でどのように根拠づけられたかを検討したものである。地方税の課税原則については、今日でもシャンツの応益説批判が応能課税の有力な根拠とされているが、シャンツの見解をその主張の背景に遡って研究した興味深い報告であった。

共通論題の方が時間はあるのに討論が噛み合わなかったのに対し、自由論題の方は時間が不足がちであった。また自由論題の報告者が、報告要旨とは異なる報告を簡単なレジメに基づいて行うケースも目についた。要旨提出後の研究の発展のためであろうが、参加者としては戸惑うことが多かった。

筆者の怠慢のため大会から長い時間が経過して執筆したため、記憶違いや誤りがあるのではないかと心配である。中谷武雄氏が既に『経済科学通信』誌1990年3月号に「学会動向 日本財政学会第46回大会」として書いておられるので、そちらをあわせて読んで頂ければ幸いである。

最後に、大会当番校の山崎怜教授、西山一郎教授をはじめ関係者のご苦勞に対し、心よりお礼申し上げたい。

（こぶち みなと 愛媛大学）